住工共生のまちづくりを推進するために様々な支援策を実施していきます

住工共生のまちづくりを推進していくため、平成２５年度は次の施策を実施していきます。

1 市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する施策

●住工共生相隣環境対策支援補助金（新規）

工場から発生する騒音又は振動に関して近隣住宅の居住者等から苦情を受け、その対策として建築物、施設、設備等の新設、改築、増築、交換などを行うモノづくり企業に経費の一部を補助します。

●住工共生コミュニティ活動支援補助金（新規）

モノづくり企業が地域住民等の広い参加を促して住工共生のコミュニティの活性化につながる営利目的ではないイベント等を行う場合に、経費の一部を補助します。

2 住工混在の緩やかな解消に資する施策

●工場移転支援補助金（新規）

工業系の用途地域以外に立地している製造業を営む企業がモノづくり推進地域もしくは工業専用地域に機械設備等を移転して操業を継続する場合に、移転にかかる経費の一部を補助します。

3 モノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策

●モノづくり立地促進補助金（既存事業）

工業専用地域・工業地域内で新たに工場を立地（新築・建替・増築・取得）した場合、当該工場にかかる土地及び工場の固定資産税及び都市計画税の一定割合を助成します。

4 その他住工共生のまちづくりに資する施策

●事業所等立地調査（新規）

住工共生のまちづくり条例を推進していくため、市内製造業の立地状況などを把握する調査を実施し、今後の住工共生のまちづくりに向けた取り組みの基礎資料とします。

※すべての制度の詳しい内容や申込方法などは、直接お問合せください。

東大阪市中小企業振興条例を制定

東大阪市では、住工共生のまちづくり条例と同時に、「中小企業振興条例」を制定しました。
中小企業振興条例では中小企業の振興に関する基本理念等を明らかにするとともに、本市が市内中小企業を重視し、中小企業振興を市政の重要な柱の一つとして位置づけ、中小企業振興に関する施策を総合的に推進することで、地域経済を活性化し豊かで住みよいまちの実現をめざします。

中小企業振興条例の条文と解説を東大阪市ホームページ内の経済総務課のページに掲載しています。
URL：http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000010450.html

このチラシで紹介している住工共生のまちづくり条例の条文、制定に向けた検討過程を含む一連の資料は、東大阪市ホームページ内の経済部モノづくり支援室ページからダウンロードすることができますのであわせてご覧ください。

東大阪市役所ホームページ（http://www.city.higashiosaka.lg.jp/）内
「各課一覧」⇒「経済部」⇒「モノづくり支援室」⇒「住工共生のまちづくり条例」

○問い合わせ先○
東大阪市経済部モノづくり支援室
TEL：06-4309-3177　FAX：06-4309-3846　E-mail：monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp
URL：http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/10-2-0-0-0_1.html

住工共生のまちづくり条例を制定

かけがえのない本市の産業集積をまちの誇りに

平成２５年４月１日施行

東大阪市にとって住工共生のまちづくりを実現することは都市の更なる発展に欠くことのできないものであり、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市がその共通認識を持ち、一体となって総合的に取組んでいくための条例を制定しました。

貴重な産業集積の維持に向けた操業環境づくりを推進しつつ、良好な住環境を保全・創出していくことを目指します。

モノづくりのまち東大阪市では、製造業が行う日々の事業活動を日常風景の一場面として市内のいたるところで感じることができます。さらに、それらの企業は金型・プレス・メッキ・樹脂加工など業種も様々で、企業同士が役割を分担しつつネットワークでつながりあっていることで高度なモノづくりが行われています。こういったことから、現在は日本でも有数の工業都市として注目されている特徴のある都市であり、モノづくり企業の集積は本市の重要な存立基盤であります。

一方、中核市である東大阪市は西日本経済の中心部に隣接した交通の利便性が高い都市として、多くの市民が生活する住宅都市としての側面も有しています。

近年、主に工業や軽工業の業務の利便の増進を図る地域である工業地域や準工業地域などでも住宅化が進み、企業と転入されてきた住民との間で相隣環境上の調和を保つことが困難になる案件も生じてきています。

そこで本市の更なる発展に向けてこのような課題を解決し、貴重な産業集積の維持・発展に向けた操業上の環境づくりを推進しつつ、良好な住環境を保全・創出させていくために、市域全体で市民とモノづくり企業が共生できる環境形成を促進する支援施策を実施していきます。また、「工業地域」と「準工業地域のうちモノづくり企業の比率が高い地域」をモノづくり推進地域として指定し、あわせてモノづくり推進地域のうちで特にモノづくり企業の集積を維持促進すべき地域については、特別用途地区や地区計画の制度を積極的に活用していくことを表明し、支援施策を実施して住工共生のまちづくりを総合的に推進していきます。

東大阪市

住工共生のまちづくり条例の内容

条例の目的

この条例は、住工共生のまちづくりについての基本理念を定め、市民、モノづくり企業、建築主等、関係者及び市の責務を明らかにするとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する基本的な事項等を定め、市民の良好な住環境及びモノづくり企業の操業環境を保全し、創出することにより、住工共生のまちの実現に寄与することを目的としています。

基 本 理 念

住工共生のまちづくりは、誰もが安全で快適に暮らせるまち、元気に働き活力あふれる経済活動が営まれるまち及びモノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、本市がモノづくりのまちであることに誇りを持てるまちの実現を図ることを旨としています。

各主体の役割等

基本理念にのっとり住工共生のまちづくりを推進するため、次の各主体の責務を明記しています。

基本理念

- **市民** → 住工共生のまちづくりに関する理解を深め、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めていただきます。
- **モノづくり企業** → 住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、その事業活動を行うにあたって、市民の良好な住環境に配慮していただきます。また、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、地域社会に貢献するよう努めていただきます。
- **建築主等※1** → モノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、この条例に基づく義務を果たすとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めていただきます。
- **関係者※2** → モノづくり企業が果たす役割の重要性を理解し、住工共生のまちづくりに資する自主的な取組みを行うとともに、住工共生のまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めていただきます。
- **市** → 住工共生のまちづくりの推進に関する施策を策定し、実施していきます。また、住工共生のまちづくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じていきます。

※1 建築主等・・・建築主、宅地建物取引業者
※2 関係者・・・経済団体、自治会、小中学校等、金融機関

モノづくりを推進する地域等を指定していきます

モノづくり企業の集積を維持するため、準工業地域のうちからモノづくり推進地域の追加指定等を行っていきます。また、モノづくり推進地域のうち、特にモノづくり企業の集積を維持していくことが必要である地域には、特別用途地区及び地区計画などの制度を活用していくこととしています。

※平成２５年４月１日現在では市内全ての工業地域をモノづくり推進地域に指定しています。

住工共生まちづくり協議会を認定し、必要な支援を行っていきます

市内のそれぞれの地域で住工共生のまちづくりを推進することを目的とした一定の要件を満たす団体は、それを市が認定し、活動を支援していきます。また、協議会の活動区域とモノづくり推進地域が重なる地域を重点地区に指定して必要な支援を行っていきます。

平成２５年１０月１日からは一定の地域で住宅を建てる場合等に次のルールが適用されます

1. 建築主 が対象になるルール

2. 宅地建物取引業者 が対象になるルール

1 モノづくり推進地域で住宅建築を行う場合に一定の手続きが必要となります

建築主の皆様

モノづくり推進地域内で住宅建築を行う場合に必要となる手続等のルールを、平成 25 年 10 月 1 日より施行します。

該当する条項の抜粋

（住宅の建築の協議）

第１５条　建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画について、あらかじめ、市と協議しなければならない。

2. 建築主は、前項の規定による協議に係る住宅について、騒音その他の生活環境に及ぶ影響を自ら低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（近隣のモノづくり企業等に対する説明）

第１６条　建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画の周知を図るため、前条第１項の規定による協議を行った後、次に掲げる者に対し、当該建築に係る計画の内容について説明しなければならない。

(1) 当該住宅の敷地と隣接するモノづくり企業その他周辺の地域において市長が必要と認めるモノづくり企業
(2) 当該住宅の敷地が協議会の重点地区内に所在する場合は、その協議会

2. 建築主は、前項の説明を行った後、遅滞なく、当該説明に係る結果を市長に報告しなければならない。

（標識の設置）

第１７条　建築主は、モノづくり推進地域内において住宅を建築しようとするときは、当該建築に係る計画の周知を図るため、第１５条第１項の規定による協議を行った後、当該住宅の敷地内の見やすい場所に、次に掲げる事項を表示した標識を設置しなければならない。

(1) 当該住宅の敷地の所在地
(2) 建築主又はその請負人の氏名又は名称及び連絡先
(3) 当該住宅の種別及び階数
(4) 工事予定期間

2 工業・準工業地域で住宅売買等の仲介を行う際は事前説明に努めていただきます

宅地建物取引業者の皆様

工業地域や準工業地域で宅地又は住宅の売買・賃借の仲介を行う場合に説明するよう努めていただくルールを、平成 25 年 10 月 1 日より施行します。

該当する条項の抜粋

（仲介時の説明）

第１８条　宅地建物取引業者は、工業地域若しくは準工業地域内の宅地又はこれらの地域内の住宅の売買又は貸借の仲介をするときは、新たに当該宅地又は住宅を取得し、又は借りようとする者に対して、次の各号に掲げる事項について説明するよう努めなければならない。

(1) 工業地域又は準工業地域の趣旨及び概要等
(2) 公害関係法令に定める規制基準
(3) 近隣のモノづくり企業の立地状況
(4) 土壌汚染調査に関する情報を有している場合は、その情報